

(住居手当の号の適用)

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（以下「政令」という。）別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号及び一号
二号	二号
三号	三号
四号	四号から六号まで
五号	七号から九号まで

国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号から三号
二号	四号
三号	五号
四号	六号から八号まで
五号	九号